○日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する 条例

平成27年3月24日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもに係る支給認定保護者が負担すべき教育・保育及び地域型保育に要する費用(以下「利用者負担額」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第2号、第29条第3項第2号 並びに第30条第2項第1号から第3号までに規定する支給認定保護者の属する世帯の 所得の状況その他の事情を勘案して<u>市町村が定める額は、それぞれ当該規定における子</u> ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)で定める 額を限度として規則で定める。

(平28条例16・一部改正)

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、支給認定子ども又は支給認定保護者が規則で定める事由のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額に関する経過措置)
- 2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及び口(1)並びに第3号イ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として規則で定める。

附 則 (平成28年3月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

○日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する 条例施行規則

> 平成27年4月1日 規則第32号

改正 平成27年11月30日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担 額に関する条例(平成27年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事 項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ別表第1から別表第3までに定める額とする。

(特例施設型給付の利用者負担額)

第3条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、法第28条第2項第1号及び第2号に基づくものについては、前条の規定を準用する。

(特例地域型保育給付の利用者負担額)

第4条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、法第30条第2項第1号から第3号までに基づくものについては、第2条の規定を準用する。

(利用者負担額の減免)

- 第5条 条例第4条の規則で定める事由は、次のとおりとする。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。
 - (3) 疾病にかかったとき。
 - (4) その他市長が必要と認める事由に該当するとき。

(利用者負担額の決定又は変更の通知)

第6条 市長は、第2条から第4条までの規定により利用者負担額を決定し、又は変更したときは、速やかに、その旨を支給認定子どもに係る支給認定保護者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知しなければならない。 (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額)

- 2 条例附則第2項に規定する利用者負担額については、第2条の規定を準用する。 (法附則第9条第1項の適用がある間の施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置)
- 3 法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ(2)及びロ(2)並びに第3号イ(2)に規定する地域の実情等を参酌して市町村が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 法附則第9条第1項第1号ロ 特定教育・保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額
 - (2) 法附則第9条第1項第2号イ(2) 特定教育・保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第2号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額
 - (3) 法附則第9条第1項第2号ロ(2) 特別利用保育に要した費用と市長が認める

額から法附則第9条第1項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額

(4) 法附則第9条第1項第3号イ(2) 特別利用地域型保育に要した費用と市長が 認める額から法附則第9条第1項第3号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により 算定した額を控除して得た額

(平27規則65・追加)

(平成27年4月から同年8月までの間の利用者負担額に関する経過措置)

4 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において認定法人又は認可 法人が設置する施設で教育又は保育(日田市立保育園の設置等に関する条例等を廃止す る条例(平成27年条例第10号)本則第3号の規定による廃止前の日田市保育園における 保育に関する条例(昭和62年条例第2号)の適用を受けて実施する保育をいう。以下同 じ。)を受け、施行日以降も引き続き特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業 又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所において教育又は保育を受ける支給認 定子どもであって、施行日以降において一月につき教育又は保育に通常要する利用者負 担額(以下「新料金」という。)が、施行日の前日において一月につき教育又は保育に 通常要する費用の額(以下「旧料金」という。)を超える場合における別表第1から別 表第3までに掲げる新料金の適用については、当該別表第1から別表第3までに掲げる 新料金から、当該別表第1から別表第3までに掲げる新料金から旧料金を控除して得た 額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り 上げた額)を減じて得た額を平成27年4月から同年8月までの間の利用者負担額とする。 ただし、施行日の前日において認定法人又は認可法人が設置する施設で受ける教育又は 保育に相応する施行日以降の法第19条第1項各号に掲げる支給認定区分に変更がある 場合については、この限りでない。

(平27規則65·旧第3項繰下)

(平成27年9月から平成28年3月までの間の利用者負担額に関する経過措置)

5 前項の規定は、平成27年9月から平成28年3月までの間の利用者負担額について準用する。この場合において、「施行日以降も引き続き」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降も引き続き」と、「施行日以降において一月につき」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降において一月につき」と、「平成27年4月から同年8月まで」とあるのは「平成27年9月から平成28年3月まで」と、「施行日以降の法第19条第1項各号」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降の法第19条第1項各号」と読み替えるものとする。

(平27規則65・旧第4項繰下)

(準備行為)

6 市長は、この規則の施行の日前においても、第6条の規定による利用者負担額の決 定若しくは変更又はその旨の通知その他この規則を施行するために必要な準備行為を することができる。

(平27規則65・旧第5項繰下)

附 則 (平成27年11月30日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

各月初日	利用者負担額	
階層区分	定義	(月額)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世	0 円
	帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦	
	人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残	
	留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
	(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	
第2-1階層	第1階層を除 市町村民税非課税世帯	1,500円

第2一2階層	き、当該年度の4月分から8	市町村民税均等割課税 (所得割非課税) 世帯	2,200円
第3階層	月分までの利用者負担額の	市町村民税所得割課税額 (77,100 円以下) 世帯	11,800円
第4階層	算 定 に あって は前年度分の、	市町村民税所得割課税額(211,200 円以下)世帯	15, 100円
第 5 階層	当月分者定当 市額のする 3利のて分税が該の額っ度民分に世ので出め年村区分にでいるのでのです。 3利のて分税が該のののでのではののの次当	市町村民税所得割課税額(211,201円以上)世帯	19,000円

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項 第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第 5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。)については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)に規定する寡婦(夫)控除又は寡婦(夫)控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。
- 3 支給認定子どもの属する世帯の<u>階層が第2-1階層又は第2-2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるとき</u>は、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を零とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳 の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) に定める療育手 帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条 に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定め る国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 5 第2-1階層以上と認定された世帯で、同一世帯において満3歳から小学校第3 学年までの範囲内に2人以上の子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、 情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する 小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、

児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもを含む。)がいる場合におけるこの表の適用については、小学校第3学年修了前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額)に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。

- 6 この表に定める利用者負担額には、給食の実施に係る費用は、含まない。
- 7 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第2(第2条関係)

法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

各月初日の小学校就学前子どもの属す		利用者負担額(月額)				
る世帯の階層区分						
階層区分	定義		3 歳児		4歳以上児	
			保育標準 時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	帯及び中国 滑な帰国の 帰国した中 び特定配偶	による被保護世 残留邦人等の住 促進並邦人等永 日 選 日 主 の 自 立 支 援 経 選 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 3 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	0円	0円	0円	0円
第2階層	第 1 階 層を除き、当	市町村民税非課税 世帯	5,800円	5,700円	5,800円	5,700円
第3-1階層	該 4 B B C A B B C A B B C A B B C A B B B C A B B B B	市町村民税均 等割課税 (所 得割非課税)世 帯	10,200円	10,000円	10,200円	10,000円
第3-2階層	用額には分のののでは、当地定で度該	市町村民税所 得割課税額 (48,600円未 満)世帯	14,600円	14,300円	14,600円	14,300円
第4-1階層	(((((((((((((((((((市町村民税所 得割課税額 (73,000円未 満)世帯	19,400円	19,000円	19,400円	19,000円
第4-2階層	者のあ当には度	市町村民税所 得割課税額 (97,000円未 満)世帯	24,100円	23,600円	24,100円	23,600円
第 5 階層	分の 市町 村民税の 額の区分	市町村民税所 得割課税額 (169,000円未 満)世帯	34,100円	31,000円	29, 400円	26, 100円
第6階層	が次の区分に該当	市町村民税所得 割課税額	35,500円	32,200円	29,400円	26,100円

	する世帯	(301,000円未満)世帯				
第7階層		市町村民税所得割課税額(301,000円以上)世帯	35, 500円	32, 200円	29, 400円	26,100円

備考

- 1 この表の第3-1階層及び第3-2階層における地方税法第292条第1項第2号 の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第 3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。)については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)に規定する寡婦(夫)控除又は寡婦(夫)控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。
- 3 この表において、「保育標準時間」とは日田市小学校就学前子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例(平成26年条例第35号)第4条第1項第1号に規定する保育時間をいい、「保育短時間」とは同項第2号に規定する保育時間をいう。
- 4 支給認定子どもの属する世帯の<u>階層が第2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるとき</u>は、この表の規定にかかわらず、<u>当該階層の利用者負担額を零とする。</u>
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で、 現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給 対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める 要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3-1階層又は第3-1階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 6 第2階層以上と認定された世帯で、同一世帯において小学校就学前の範囲内に2人以上の子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもを含む。)が同時にいる場合におけるこの表の適用については、小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額)に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。
- 7 支給認定子どもが年度の途中において満3歳に到達したときの利用者負担額は、 当該年度中は別表第3に定める利用者負担額を適用する。
- 8 この表に定める利用者負担額には、給食(主食に限る。)の実施に係る費用は、 含まない。

9 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第3(第2条関係)

法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の 階層区分			利用者負担額 (月額)		
階層区分 定義			3 歳未満児		
			保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法に	よる被保護世帯及び	0円	0 円	
	中国残留邦人	等の円滑な帰国の促			
	進並びに永住	帰国した中国残留邦			
		配偶者の自立の支援			
	に関する法律	による支援給付受給			
	世帯				
第2階層	第1階層を除	市町村民税非課税	5,900円	5,700円	
	き、当該年度	世帯			
第 3 一 1	の4月分から	市町村民税均等割	10,300円	10,100円	
階層	8月分までの	課税(所得割非課			
	利用者負担額	税)世帯			
第 3 一 2	の算定にあっ	市町村民税所得割	14,700円	14,400円	
階層	ては前年度分	課税額 (48,600円未			
	の、当該年度	満)世帯			
第 4 一 1	の9月分から	市町村民税所得割	19,500円	19,100円	
階層	3月分までの	課税額 (73,000円未			
	利用者負担額	満)世帯			
第 4 一 2	の算定にあっ	市町村民税所得割	24,200円	23,700円	
階層	ては当該年	課税額 (97,000円未			
	度分の市町	満)世帯			
第5階層	村民税の額	市町村民税所得割	36,700円	36,000円	
	の区分が次の	課税額(169,000円			
	区分に該当す	未満)世帯			
第6階層	る世帯	市町村民税所得割	51,900円	51,000円	
		課税額 (301,000円			
		未満)世帯			
第7階層		市町村民税所得割	63,600円	62,500円	
		課税額 (301,000円			
/+tt-		以上)世帯			

備考

- 1 この表の第3-1階層及び第3-2階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。)については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)に規定する寡婦(夫)控除又は寡婦(夫)控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。

- 3 この表において、「保育標準時間」とは日田市小学校就学前子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例第4条第1項第1号に規定する保育時間をいい、「保育短時間」とは同項第2号に規定する保育時間をいう。
- 4 支給認定子どもの属する世帯の<u>階層が第2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるとき</u>は、この表の規定にかかわらず、<u>当該階層の利</u>用者負担額を零とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で 現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給 対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める 要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3-1階層又は第3-1階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 6 第2階層以上と認定された世帯で、同一世帯において小学校就学前の範囲内に2人以上の子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもを含む。)が同時にいる場合におけるこの表の適用については、小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額)に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。
- 7 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。